

北労発基1128第1号
令和5年11月28日

各 位

厚生労働省北海道労働局長



令和5年度北海道最低賃金・特定最低賃金の広報について（依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道最低賃金については、令和5年10月1日より時間額960円に改定され、特定最低賃金（4業種）についても同年12月1日に改定されたところです。

今般、改定された北海道最低賃金・特定最低賃金について広く周知し、履行確保を図るため、リーフレットを作成しましたので、本取組について御理解をいただくとともに、広報誌（紙）への掲載等について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、最低賃金、賃金を引き上げるとともに、生産性向上のための設備投資などに取り組む中小企業・小規模事業者を対象とした「業務改善助成金」のほか、賃金制度の見直しをはじめとした働き方等に関するご相談をお受けしている「北海道働き方改革推進支援センター」につきまして、裏面にホームページアドレス（URL）を掲載しておりますので、これらの活用促進についても御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

<担当>

〒060-8566

札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係

TEL：011-709-2311（内：3533）

メールアドレス：chingin@hkdrdk.go.jp

<北海道労働局や厚生労働省のホームページ案内は裏面にあります。ご活用ください。>

北海道労働局ホームページのご案内

【北海道労働局ホームページ・最低賃金について】

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/minimum_wage.html

最低賃金について

検索

⇒



【北海道労働局ホームページ・賃金室からのお知らせ】

※広報誌に活用できる広報例やHPに活用できるバナー・リンク先を掲載しております。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109/tingin06.html>

【北海道労働局ホームページ・各種助成金制度】

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html

厚生労働省ホームページのご案内

【厚生労働省ホームページ・業務改善助成金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

【厚生労働省ホームページ・最低賃金制度の概要】

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyouku/minimum/minimum-09.htm>

【厚生労働省外部サイト・必ずチェック最低賃金】

<https://pc.saiteichingin.info/>

【厚生労働省外部サイト・賃金引き上げ特設ページ】

<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>

【厚生労働省外部サイト・北海道働き方改革推進支援センター】

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/>

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

誰もが安心して働ける職場環境づくりを！

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索



北海道労働局 検索



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）